

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和2年11月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和3年1月12日（火曜日） 午前10時から	丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所本館5階第1・2会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

中讃広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和2年12月11日（金曜日）から同月25日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、善通寺市都市整備部土木都市計画課、宇多津町地域整備課、まんのう町建設土地改良課、琴平町企画防災課及び多度津町建設課に備え置いて縦覧に供する。）

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和2年12月25日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、善通寺市都市整備部土木都市計画課、宇多津町地域整備課、まんのう町建設土地改良課、琴平町企画防災課及び多度津町建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるもの限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。